



埼玉県報

第 3043 号
平成 30 年(2018 年)
10 月 5 日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県職員出退勤管理システム機器賃貸借に関する落札者等の公示 (人事課)
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書 の 推 奨 (青少年課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 農用地利用配分計画の縦覧 (農業ビジネス支援課)
- 県立日高特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示 (特別支援教育課)
- 県立川口特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する契約の相手方等の公示 (特別支援教育課)
- 県立春日部特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示 (特別支援教育課)
- 県立三郷特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示 (特別支援教育課)
- 県立上尾かしの木特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示 (特別支援教育課)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定 (川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)
- 監査結果の公表 (監査第二課)
- 措置通知の公表 (監査第二課)

告 示

埼玉県告示第千七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県職員出退勤管理システム機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部人事課管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年9月10日

4 落札者の氏名及び住所

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

89,294,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年7月20日

告 示

埼玉県告示第千七十一号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一五四〇	乳幼児	ひよこさん	征矢 清／さく 林 明子／え	福音館書店
一五四一	乳幼児	きやべつばたけの ぴよこり	甲斐 信枝／さく	福音館書店
一五四二	乳幼児	ひとりになったライオン	夏目義一／文・絵	福音館書店
一五四三	乳幼児	とのさまーねんせい	長野ヒデ子・本田カヨ子／作・絵	あすなろ書房
一五四四	乳幼児	とらさんおねがおいきないで	ブリッタ・テッケントラップ／作・絵 木坂涼／訳	ひさかたチャイルド
一五四五	小学校低学年	まほつゆのうびんポスト	やまだともこ／作 いとうみき／絵	金の星社
一五四六	小学校低学年	サイモンは、ねこである。	ガリア・バーンスタイン／作 なかがわちひろ／訳	あすなろ書房
一五四七	小学校低学年	このあいだに なにがあった？	佐藤雅彦／作 ユーフラテス／作	福音館書店
一五四八	小学校低学年	たんけんクラブ シークレット・スリー	ミルドレッド・マイリック／文 アーノルド・ローベル／絵 小宮由／訳	大日本図書
一五四九	小学校低学年	よるだけパンダ	大塚健太／作 くさかみなこ／絵	小学館
一五五〇	小学校中学年	アルバートさんと 赤ちゃんアザラシ	ジュディス・カー／作・絵 三原泉／訳	徳間書店
一五五一	小学校中学年	月からきたトウヤヤー	蕭甘牛／作 君島久子／訳	岩波書店
一五五二	小学校中学年	はじめて見たよ！セミのなぞ	新開孝／写真・文	少年写真新聞社
一五五三	小学校中学年	この本をかくして	マガレット・ワイルド／文 フレヤ・ブラックウッド／絵 アーサー・ビネード／訳	岩崎書店
一五五四	小学校中学年	しりとりにボクシング	新井けいこ／作 はせがわはつち／絵	小峰書店
一五五五	小学校高学年	香菜とななつの秘密	福田隆浩／著	講談社
一五五六	小学校高学年	なみきビブリオバトル・ストーリー 本と4人の深呼吸	赤羽じゅんこ・松本聰美 おおきやなぎちか・森川成美／作 黒須高嶺／絵	さ・え・ら書房
一五五七	小学校高学年	運動会小説 走れ！ ヒットン	須藤靖貴／著	講談社
一五五八	小学校高学年	ぼくたち負け組クラブ	アンドリュウ・クレメンツ／著 田中奈津子／訳	講談社
一五五九	小学校高学年	ペーパープレーン	ステイブ・ワーランド／作 井上里／訳	小峰書店

一五六〇	中学校	フアンター 13歳の指揮官	フアンター・ベンリアミ／著 ガリラ・ロンフェデル・アミット／編 伏見操／訳	岩波書店
一五六一	中学校	八月の光 失われた声に耳をすませて	朽木祥／作	小学館
一五六二	中学校	ひかり舞う	中川なをみ／著 スカイエマ／絵	ポプラ社
一五六三	中学校	かならずお返事書くからね	ケイトリン・アリフィレンカ、マーティン・ギャンダ／著 リズ・エルク／編 大浦千鶴子／訳	PHP研究所
一五六四	中学校	理科準備室のヴィーナス	戸森しるこ／著	講談社
一五六五	高校・青年	南風吹く	森谷明子／著	光文社
一五六六	高校・青年	僕のジロ・テ・イタリア	山本元喜／著	東京書籍
一五六七	高校・青年	淳子のでっぺん	唯川 恵／著	幻冬舎
一五六八	高校・青年	本を守ろうとする猫の話	夏川草介／著	小学館
一五六九	高校・青年	雲上雲下	朝井まかて／著	徳間書店

告 示

埼玉県告示第千七百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ新座店

埼玉県新座市野火止六―一―十

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コジマNEW新座店

埼玉県新座市野火止六―一―十

（変更後） コジマ×ビックカメラ新座店

埼玉県新座市野火止六―一―十

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成二十五年九月七日後

ニ 届出年月日

平成三十年九月十九日

二 縦覧期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千七百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ所沢店

埼玉県所沢市牛沼二千八百三十三―五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コジマNEW所沢店

埼玉県所沢市牛沼二千八百三十三―五

（変更後） コジマ×ビックカメラ所沢店

埼玉県所沢市牛沼二千八百三十三―五

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月二十九日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月十九日

二 縦覧期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千七百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡五―十一―十八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コジマNEW上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡五―十一―十八

（変更後） コジマ×ビックカメラ上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡五―十一―十八

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 中野武夫

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

（変更後） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 飯盛徹夫

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成二十九年四月三日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月十九日

二 縦覧期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ鳩ヶ谷店

埼玉県川口市里千五百八十五―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コジマNEW鳩ヶ谷店

埼玉県川口市里千五百八十五―一

（変更後） コジマ×ビックカメラ鳩ヶ谷店

埼玉県川口市里千五百八十五―一

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成二十六年七月十九日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月十九日

二 縦覧期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ越谷店

埼玉県越谷市大字南荻島百五十三―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コジマNEW越谷店

埼玉県越谷市大字南荻島百五十三―一

（変更後） コジマ×ビックカメラ越谷店

埼玉県越谷市大字南荻島百五十三―一

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰均

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

（変更後） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成三十年七月十一日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月十九日

二 縦覧期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ南越谷店

埼玉県越谷市南町二丁目三番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コジマNEW南越谷店

埼玉県越谷市南町二丁目三番一号

（変更後） コジマ×ビックカメラ南越谷店

埼玉県越谷市南町二丁目三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成二十五年九月七日後

ニ 届出年月日

平成三十年九月十九日

二 縦覧期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月五日から平成三十一年二月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千七十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
新井 博行	埼玉県川越市大字平塚十七番地	埼玉県川越市大字下小坂字向井七百七十八番一ほか一筆	四、〇一八
岡部 昭十郎	埼玉県川越市大字下小坂六百五十七番地	埼玉県川越市大字下小坂字沖仲百四十四番一ほか三筆	三、一五八
関根 稔	埼玉県川越市大字下小坂六百十五番地二	埼玉県川越市大字下小坂字上谷一番一ほか十五筆	一五、三三八
勢ノ 茂治	埼玉県川越市大字鯨井百四十一番地	埼玉県川越市大字平塚字鍛冶免二百七十四番一ほか一筆	二、四一二
田中 壽男	埼玉県川越市大字下小坂五百五十番地	埼玉県川越市大字下小坂字上谷五十九番一ほか八筆	三、〇九〇
中島 健治	埼玉県川越市大字小堤三百八十番地	埼玉県川越市大字下小坂字上谷三十七番ほか二筆	二、九六九

加村 政寿	株式会社あらい 農産	新井 秀和	山崎 秀良	矢部 鈴江	増田 日出雄	増田 輝一	増田 昭	増尾 義雄	平野 俊雄	平野 和夫
埼玉県鴻巣市寺谷 十二番地	埼玉県行田市大字 長野七千四百五十 七番地	埼玉県行田市持田 一丁目二番二十六 号	埼玉県熊谷市上新 田百七十九番地一	埼玉県川越市大字 平塚新田二番地	埼玉県川越市大字 下小坂六百六十四 番地二	埼玉県川越市大字 下小坂六百五十五 番地	埼玉県川越市大字 下小坂七百十五番 地	埼玉県坂戸市大字 中小坂四百九十二 番地二	埼玉県川越市大字 下小坂千十三番地	埼玉県川越市大字 下小坂五百四十八 番地
埼玉県行田市大字 樋上字青柳六百六 十一番ほか三筆	埼玉県行田市大字 長野字細田町七千 三十三番ほか九筆	埼玉県行田市大字 小敷田字竹町二百 五十番一	埼玉県熊谷市上新 田字新田前百八十 一番ほか二筆	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 七十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字沖仲二百 十番一	埼玉県川越市大字 下小坂字上谷四十 番ほか八筆	埼玉県川越市大字 下小坂字沖仲二百 三十三番一ほか一 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字上谷六十 七番ほか十四筆	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 二十七番一	埼玉県川越市大字 下小坂字上谷百四 番一ほか四筆
三、 九六四	八、 一四三	五二七	三、 六四五	二〇〇	九九一	九、 〇〇五	一、 三九一	七、 〇五一	一、 八〇三	二、 一六二

宇津木 千秋	今成 正芳	新井 敏夫	農事組合法人大 田営農	関根 かず江	石橋 総一郎	吉田 隆	村田 昇	三村 勝己	農事組合法人見 沼八王子	河野 茂夫
埼玉県加須市道目 五百三番地	埼玉県加須市細間 千八十四番地	埼玉県加須市小野 袋六百十九番地	埼玉県秩父市大野 原百三十番地	埼玉県秩父市太田 百七十三番地二一	埼玉県秩父市太田 千七百五十七番地	埼玉県行田市大字 北河原二百十二番 地	埼玉県熊谷市池上 三百八十九番地二一	埼玉県行田市大字 持田二千百五十二 番地	埼玉県行田市大字 荒木五千百番地一	埼玉県行田市大字 真名板千二百七十 六番地
埼玉県加須市道目 字新堀外七百七十 四番一ほか九筆	埼玉県加須市道目 字上大道下八百五 十六番一ほか二筆	埼玉県加須市小野 袋字新田百二十番 ほか二筆	埼玉県秩父市伊古 田字松木平百七十 八番ほか三十七筆	埼玉県秩父市太田 字奈良川二百六十 二番一	埼玉県秩父市太田 字中道千四百五十 五番ほか八筆	埼玉県行田市大字 北河原字陣場千二 百九十五番ほか八 筆	埼玉県行田市大字 小敷田字竹町二百 六十三番	埼玉県行田市大字 小敷田字道下三百 六十七番ほか一筆	埼玉県行田市大字 須加字高畑千六百 七十五番ほか一筆	埼玉県行田市大字 真名板字中宮千三 百七番ほか四筆
六、 六八九	四、 六六五	三、 〇七九	五七、 九五九	一、 七七四	一五、 七一一	二八、 四一二	二、 一七一	二、 二六三	四 四四	二、 三四四

新井 みつ	赤坂 仙一	吉澤 豊	藤井 弘樹	墓 祀夫	篠宮 光司	篠崎 隆次	栗原 肇	小野原 正雄	小野原 新吉	小野田 一郎
埼玉県羽生市大字 弥勒九百五十九番 地	埼玉県羽生市大字 弥勒千百六番地	埼玉県加須市砂原 八百八十六番地六	埼玉県加須市上種 足千四百十三番地 二	埼玉県加須市下種 足三十六番地	埼玉県加須市道目 四百八番地	埼玉県加須市道目 六百二十番地三	埼玉県加須市細間 千百十八番地	埼玉県加須市道目 千五百七十二番地 二	埼玉県加須市道目 千五百六十五番地	埼玉県加須市道目 二百五十三番地
埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千三 百五番	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千二 百五十六番一ほか 一筆	埼玉県加須市道目 字上大道上八百二 十五番一ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千四百九番ほ か六筆	埼玉県加須市中種 足字三番四百五十 九番	埼玉県加須市道目 字中大道上九百七 十七番一	埼玉県加須市道目 字下大道上千百三 十番一	埼玉県加須市細間 字野新田九百五十 六番一ほか二筆	埼玉県加須市道目 字中大道上九百六 十九番一ほか五筆	埼玉県加須市道目 字新堀外七百八十 二番一ほか二十三 筆	埼玉県加須市道目 字下大道上千百九 十六番一ほか四筆
九九一	九四一	九六二	三二、 四八二	一、 〇六四	四八〇	二八四	三、 一六〇	五、 二三〇	一五、 八九五	四、 三八四

須永 清志	鈴木 孝	渋生田 博崇	栗子 武信	栗原 貞夫	久保 州司	木村 伸二	川田 久之	川田 敏雄	鎌田 元次郎	小澤 弘樹
埼玉県羽生市大字 弥勒九百八十三番 地	埼玉県羽生市南羽 生四丁目二十番地 四	埼玉県羽生市大字 上新郷九十九番地 一	埼玉県羽生市大字 上新郷百二十五番 地	埼玉県羽生市大字 上村君二百二十三 番地三	埼玉県羽生市大字 喜右衛門新田三百 六十九番地口	埼玉県羽生市大字 弥勒千七番地	埼玉県羽生市大字 下岩瀬八十三番地	埼玉県羽生市大字 下岩瀬百七番地一	埼玉県羽生市大字 弥勒九百五十一番 地	埼玉県羽生市大字 弥勒千七百七十七番 地
埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千二 百五十四番一ほか 六筆	埼玉県羽生市大字 須影字下寺地千四 百五十番一ほか二 十筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野合四百 八番ほか十二筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野合四百 七十五番二ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千三 百十三番	埼玉県羽生市大字 喜右衛門新田字北 町千八百七十七番 ほか二筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千三 百十二番	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千二 百六十七番ほか五 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野合四百 八十一番ほか四筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千二 百六十二番一ほか 一筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千二 百七十番ほか一筆
三、七八一	一二、二八〇	二〇、二五〇	五、二〇〇	五八八	八、六三〇	九九一	四、三五七	五、八四九	九四七	一、四〇七

福地 久一	深野 充保	蓮 政雄	根岸 一文	富岡 栄	田部井 繁	高澤 憲司	関根 ゆり子	関根 敏郎	関根 達夫	関根 伸一
埼玉県羽生市大字 弥勒九百七十一番 地口	埼玉県羽生市大字 今泉五百六十六番 地	埼玉県羽生市大字 上新郷千六百八十 四番地	埼玉県羽生市大字 今泉四百六十九番 地	埼玉県羽生市大字 上新郷九番地一	埼玉県加須市上樋 遣川三千七百五十 四番地	埼玉県羽生市大字 上村君八百四十四 番地	埼玉県羽生市大字 上新郷六十八番地	埼玉県羽生市大字 上新郷百十五番地	埼玉県羽生市大字 上新郷二百四番地 一	埼玉県羽生市大字 上新郷九十八番地 一
埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千二 百五十七番一ほか 四筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千三 百十番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字桑木内千 五十二番	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千二 百八十番ほか十五 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字中新田上 八十三番ほか十四 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千二 百七十二番ほか十 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千二 百五十二番一ほか 三筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分三百 四十六番ほか二十 七筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分三百 三十四番ほか十三 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分二百 七十二番ほか五筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字中新田上 七十七番一ほか十 一筆
二、 八七九	一、 九八二	三、 一五八	一、 五一三	一、 九二六	一〇、 四九五	一、 八九一	四二、 四一〇	一八、 五六四	九、 九一三	二四、 七三六

今井 康弘	今井 伸司	今井 市郎	飯島 通雄	飯島 誠	山田 和男	社 薬糧開発株式会	間庭 光夫	増田 恵三	間篠 仁史	福地 良整
埼玉県児玉郡美里 町大字南十条四百 十五番地二	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条六百 三十七番地	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条七十 番地	埼玉県児玉郡美里 町大字根木五十四 番地	埼玉県児玉郡美里 町大字根木五十五 番地一	福島県双葉郡双葉 町大字山田字北山 田百四十八番地	神奈川県横浜市西 区みなとみらい二丁 目三番五号クイ ンズタワーC十九 階	埼玉県行田市大字 下須戸千八百四十 番地	埼玉県羽生市大字 町屋百三十番地六	埼玉県羽生市中央 四丁目十番三十七 号	埼玉県羽生市大字 弥勒九百六十番地
埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字伊 勢宮五十四番ほか 十九筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字宮 前五百九十六番ほ か二筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字鍛 冶屋二百一番ほか 六筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字横 手七百番一ほか五 筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字阿 那志北二十二番ほ か九筆	埼玉県羽生市大字 喜右衛門新田字神 鳥千二百五十三番 ほか十五筆	埼玉県羽生市大字 神戸字東三十二番 ほか二筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分二百 八十七番ほか五筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千三 百二番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼二 千四百六十四番	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百六十三番一ほか 七筆
四四、 四五六	六、 九〇五	一五、 二九八	一〇、 四一三	一八、 一二六	九、 一四五	三、 五二〇	八、 四八六	三、 九六四	四、 二〇六	六、 一四二

桜沢 広吉	桜沢 健造	小林 昭夫	木村 正勝	木村 保	木村 定男	菅野 亜希	川田 義則	上山 勇	榎本 博好	植竹 章男
埼玉県児玉郡美里 町大字南十条五百 三番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字南十条五百 五番地	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志六百 二十三番地	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志五百 八十九番地三	埼玉県本庄市児玉 町入浅見九百十三 番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志六百 七十七番地三	埼玉県児玉郡美里 町大字白石二千七 百四十六番地一	埼玉県大里郡寄居 町大字用土千八百 七番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条六百 五十三番地	埼玉県本庄市児玉 町下浅見二百二十 五番地	埼玉県本庄市四方 田二百三十四番地 一
埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字久 保田二百十七番一 ほか二十七筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字前 田七百十三番ほか 七筆	埼玉県児玉郡美里 町大字根本字北矢 灰六百十一番一ほ か三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字新 井五百八十六番一 ほか一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字久 保田二百十五番ほ か十五筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字嶋 掘四番一ほか二筆	埼玉県児玉郡美里 町大字根本字北矢 灰五百九十九番	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字久 保田二百三十六番	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字阿 那志北十五番一ほ か九十三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字久 保田二百二十六番 一ほか一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字横 手六百九十八番三 ほか七筆
三二、 四一七	九、 七八四	六、 〇四〇	二、 四九一	二七、 五八九	三、 八八〇	三、 一九一	二、 六四二	一三七、 三一九	一、 七二四	九、 七九六

中島 重光	中島 勇	徳世 純雄	塚本 稔	塚本 昇	塚本 富雄	高田 一巳	関根 安男	鈴木 茂	清水 康雄	清水 和彦
埼玉県児玉郡美里 町大字南十条五百 三十二番地	埼玉県児玉郡美里 町大字南十条五百 四十五番地	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条四十 六番地	埼玉県児玉郡美里 町大字下児玉九百 七十九番地	埼玉県児玉郡美里 町大字下児玉千十 二番地	埼玉県児玉郡美里 町大字下児玉千五 番地	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条二十 八番地	埼玉県本庄市児玉 町下浅見四百五十 三番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木三百八 十八番地	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志六百 八十番地二	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣千七百 六十八番地
埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字前 畑八百一十番一ほか 八筆	埼玉県児玉郡美里 町大字南十条字南 百七十四番	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字久 保田二百五十五番 ほか三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字嶋 堀一番一	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字久 保田二百二十七番 一ほか十筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字伊 勢宮五十六番一ほ か四筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字深 町五百五十五番一 ほか四筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字久 保田二百三十一番 ほか一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字南十条字八 反田二百七十四番 一ほか八筆	埼玉県児玉郡美里 町大字根木字北矢 灰六百十三番ほか 一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字上志 渡川二千二十二番 ほか二筆
一六、九四一	四、九五七	五、八一三	二、三八三	一九、〇一一	九、二七二	一一、一一二	三、六八八	五、四七一	三、六四〇	三、五六四

山崎 進	逸見 義一	逸見 徳彦	深田 重男	ひびきの農産株 式会社	春山 太一	原田 信次	羽太 正美	農事組合法人 小茂田穀作組合	長滝 浩章	中島 好彦
埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志五百 八十二番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上五百九 番地	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上二百七 十四番地一	埼玉県本庄市栗崎 九十四番地一	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志七十 七番地	埼玉県児玉郡美里 町大字下児玉千百 二十五番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字南十条五百 三十七番地	埼玉県児玉郡美里 町大字小茂田三百 二十番地	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上二百二十 五番地	埼玉県児玉郡美里 町大字根本十一番 地二
埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字五 郎町五百四十七番 ほか一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字南十条字南 七十二番一ほか四 十筆	埼玉県児玉郡美里 町大字南十条字南 百番ほか三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字深 か八筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字鴨 堀四番一ほか二百 十一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字伊 勢宮五十七番一	埼玉県児玉郡美里 町大字根本字十條 濠五百七十九番一 ほか一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字南十条字南 六十五番一ほか六 筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字鴨 堀一番一ほか四十 六筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字下 田五百二十五番一 ほか一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字深 か二筆
四、九八二	五四、〇三〇	四、一五四	二〇、七三〇	三二九、五六〇	六五四	二、六〇六	六、五一二	六九、一〇六	二、六七六	四、二〇四

金井 洋之	金井 武司	金井 佐一	金井 佐一	生方 積	植原 憲一	入 保夫	入 文隆	今泉 暁江	飯島 松雄	吉田 義明
埼玉県児玉郡上里 町大字嘉美四百七 十九番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明七百三 十二番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字嘉美五百十 二番地	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木三千 二百七十一番地	埼玉県児玉郡上里 町大字勅使河原千 三百四十番地	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木六百 十一番地九	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀四百十 八番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字五明七百六 十八番地	埼玉県児玉郡上里 町大字堤六百七十 三番地	埼玉県児玉郡上里 町大字堤五十六番 地	埼玉県児玉郡美里 町大字根本百三十 七番地
埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南四百二十七 番ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字焰摩 谷戸五十番三ほか 十六筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南四百七十三 番ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字本 郷後三百六十八番 ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡前五 百九十六番一	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺五百九十一番	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字愛 宕耕地千四百九十 三番ほか十二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字塩川 十八番ほか十七筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字舞台千 五十七番一	埼玉県児玉郡上里 町大字三町殿荒久 八百二十七番四	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字阿 那志北十六番
三、 九七二	三五、 四一三	一、 二九四	三、 五九七	一、 三一四	一、 七八八	二〇、 一六一	三二、 五五三	四四六	一、 一一一	二、 四八四

小谷野 房雄	小林 正雄	小林 忠男	小沼 満明	栗原 正明	木村 春雄	木村 俊雄	木村 和彦	川浦 喜一	株式会社 アイ ・エス ファ ーム	株式会社 関東 地区昔がえりの 会
埼玉県児玉郡上里 町大字七本木二千 九百三十一番地	埼玉県児玉郡上里 町大字堤七百四番 地	埼玉県児玉郡上里 町大字堤五百三十 二番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木二百 三十五番地	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木千七 百七十一番地二	埼玉県児玉郡上里 町大字堤六百七十 八番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字堤九百九十 六番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字堤九百六十 三番地三	埼玉県児玉郡上里 町大字五明六百二 十番地三	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木二千 八百三十一番地二	埼玉県児玉郡上里 町大字勅使河原七 百十七番地
埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南五百二十三 番ほか三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字五反畑 七百八十八番二ほ か三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字丹蔵前 三百六十九番一ほ か二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字堀之内 東千十七番一	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南五百四十番 ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字太田南 九百十七番	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字本 郷後三百四十六番 ほか十筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字堀之内 後七百三十九番ほ か三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字本宿 五百七十九番	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字愛 宕耕地千四百四十 五番ほか五筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字本 郷後三百五十六番 ほか十筆
六、 〇四七	四、 二二〇	三、 六七五	二、 八二三	一、 六〇六	六五五	一九、 三三七	六、 五八二	一、 三五〇	一二、 三一六	一八、 八二六

高橋 仁	高杯 一美	関本 義孝	須田 和宏	杉山 進	須賀 庄衛	白須 貴裕	清水 保	島田 講治	齊藤 良平	斉藤 博秋
埼玉県児玉郡上里 町大字七本木五千 六百五十四番地	埼玉県児玉郡上里 町大字三町十一番 地	埼玉県児玉郡上里 町大字三町九百五 十番地八	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀四百四 十一番地二	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀四百七 十三番地	埼玉県児玉郡上里 町大字金久保千八 百三十一番地	埼玉県児玉郡上里 町大字三町八百十 三番地一号グリ ンタウンみまち三十 五号棟	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀八百六 十三番地	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木三千 百九十七番地	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木三千 五十番地八	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木三千 百六十五番地
埼玉県児玉郡上里 町大字堤字丹蔵前 三百七十三番ほか 五筆	埼玉県児玉郡上里 町大字三町字殿荒 久八百九十番一ほ か二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字三町字殿荒 久八百八十九番ほ か一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字鬼塚 五百十八番一	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字塩川 二十三番ほか四筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字愛 宕耕地千四百六十 三番	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南四百八十番 ほか十二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字本宿 五百五十四番ほか 三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南四百七十三 番ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字愛 宕耕地千四百六十 二番ほか六筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字愛 宕耕地千四百五十 七番四ほか四筆
六、 八二七	四、 四二六	四、 二〇二	一、 四四六	一〇、 八七八	一、 八四七	一七、 八九九	九、 三九二	一、 二〇三	六、 六八四	五、 〇二二

橋爪 一松	萩原 栄一	仲原 一夫	戸矢 光男	戸矢 建作	戸谷 壽一	塚本 隆男	塚越 正治	塚越 孝雄	多田 一夫	多胡 昭信
埼玉県児玉郡上里 町大字七本木百二 十一番地	埼玉県児玉郡上里 町大字三町八百四 十八番地	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀百九十 九番地	埼玉県児玉郡上里 町大字三町八百番 地一	埼玉県児玉郡上里 町大字堤三百四十 九番地	埼玉県児玉郡上里 町大字堤六百三十 八番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木七百 九十番地	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀九十八 番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀百六十 七番地	埼玉県児玉郡上里 町大字堤六百四十 五番地	埼玉県児玉郡上里 町大字堤五十八番 地
埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字本 郷後三百七十九番 ほか十三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字三町字殿荒 久八百七十六番一 ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字大田 百二十七番	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡前五 百八十五番一	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字北田二 百三十五番ほか二 筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡前五 百八十五番一ほか 四筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南五百三十六 番ほか三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字堰ノ 上四十四番ほか二 筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字塩川 九番ほか五筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字西田三 百九十三番	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡前五 百八十四番
一一、 八八九	九六七	七七二	五二六	五、 〇一二	五、 六八六	一一、 三三二	四、 七一六	九、 一〇五	二、 五〇〇	六六二

橋本 善夫	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸二百 六十九番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字水引 塚十二番ほか七筆	一五、三二四
馬場 弘次	埼玉県児玉郡上里 町大字勅使河原八 百四十二番地	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字堀込 六百八番	一、三六七
ひびきの農産株 式会社	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字水引 塚十二番ほか百十 四筆	一九八、七五七
保坂 正行	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀七百二 十番地二	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字鬼塚 五百九番ほか二筆	三、五六九
保延 辰夫	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木千二 百八十三番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字太田南 九百三十一番一ほ か二筆	六、二七三
松崎 孝吉	埼玉県児玉郡上里 町大字金久保千八 百十六番地	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字本 郷後三百七十八番 ほか十六筆	三〇、四二五
松本 弘	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木八百 六番地	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡東千 二十二番ほか四筆	六、三八六
茂木 悦人	埼玉県児玉郡上里 町大字神保原三百 二十一番地十一	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南四百八十七 番	一、五〇二
矢島 正和	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀四百二 十番地	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字北田二 百三十九番	二、四一三

二 申請年月日

平成三十年九月十八日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成三十年十月五日から平成三十年十月十九日まで

五 意見書の提出先

告 示

埼玉県告示第七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立日高特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年8月23日

4 落札者の氏名及び住所

イーグルバス株式会社 埼玉県川越市中原町2丁目8番地2

5 落札金額

412,992,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年7月10日

告 示

埼玉県告示第千八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立川口特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年 8 月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台 1 - 4 - 5 グラン
シャリオ202

5 契約金額

324, 324, 000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号に該当

告 示

埼玉県告示第千八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立春日部特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年8月23日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5 グラン
シャリオ202

5 落札金額

389,491,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年7月10日

告 示

埼玉県告示第千八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立三郷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年8月23日

4 落札者の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目3番19号

5 落札金額

212,263,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年7月10日

告 示

埼玉県告示第千八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立上尾かしの木特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年8月23日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5 グラン
シャリオ202

5 落札金額

570,240,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年7月10日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年十月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第五号	
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号	
指定の年月日	平成三十年九月二十六日	
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県入間市扇台五丁目八百七十五番二、八百七十七番二、八百七十六番二、八百七十五番十、八百七十七番七の各一部及び八百七十五番二、八百七十六番二、八百七十七番二の各先</p> <p>埼玉県入間市扇台五丁目八百四十二番一、八百四十二番三、八百四十二番五、八百四十二番六、八百四十二番七、八百四十二番八、八百四十三番三十九、八百四十三番四十八の各一部</p>	
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	百二十三・九	三十七・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇	六・〇

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年十月一日

指令越建セ第二九〇〇二七二号

二 検査済証番号

平成三十年十月二日

越建セ第二七七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千二十二番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛六百十番地二

山田 直樹、山田 久美子

告 示

埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年十月五日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年十月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成三十年十月五日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成29年度・平成30年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 192機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、ラグビーワールドカップ2019大会課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、シニア活躍推進課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事

事務局	務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、オリンピック・パラリンピック対策課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日

平成30年4月16日～平成30年8月3日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの
 (ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
福祉部	障害者福祉推進課	<p>平成 29 年度の印刷物の発注及び文書管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成 29 年 5 月及び平成 30 年 3 月に発注した下記の印刷物（条例の周知用チラシ）については、各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、支払日、契約相手も同一であった。総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかった。</p> <p>【平成 29 年 5 月】</p> <ul style="list-style-type: none">・共生社会づくり条例の周知用チラシ (57,240 円)・手話言語条例の周知用チラシ (57,240 円) <p>【平成 30 年 3 月】</p> <ul style="list-style-type: none">・共生社会づくり条例の周知用チラシ (97,200 円)・手話言語条例の周知用チラシ (97,200 円) <p>2 上記印刷物のうち、平成 29 年 5 月に発注した「手話言語条例の周知用チラシ」については、支出命令に関する文書の所在が不明であり、確認できなかった。</p>
病院局	経営管理課	<p>平成 29 年度の「平成 29 年度下期 医薬品単価交渉支援（全面支援）業務委託契約」（11,016,000 円）について、契約書を作成する前に委託先業者に委託業務を行わせていたことは、不適切であった。</p>

イ 注意事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
環境部	エネルギー環境課 産業廃棄物指導課	平成27年度に契約したエネルギー環境課及び平成28年度に契約した産業廃棄物指導課の「自動車リース契約」について、納車した車両の検査を行い、瑕疵のないことを確認の上で検収完了証を契約の相手方に交付する旨契約書に規定していたにもかかわらず、検収完了証を作成し交付していなかったことは、不適切であった。
農林部	農業政策課	平成29年度の「埼玉県農林公園農産物直売所新築工事監理業務委託」について、次の点で不適切であった。 埼玉県農林公園農産物直売所新築工事価格競争型プロポーザル募集要項では、設計業務及び建設工事を事業範囲として定め、監理業務については定めていなかったにもかかわらず、プロポーザルの選定結果として、監理業務委託を一者随意契約で締結していた。
農林部	農業政策課	平成29年度の契約事務について、次の点で不適切であった。 1 平成29年5月に発注した下記の印刷物については、印刷物の使用目的・使用時期が同じであり、見積日及び納品日が近接し、契約相手も同一であった。総額で10万円を超える契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかった。 ・「県産茶を通じたお茶育授業」の教材 (99,792円) ・「県産茶を通じたお茶育授業」の修了証 (99,792円) 2 平成29年度の「学校での県産茶を通じたお茶育授業の実施業務委託契約」について、提出された見積書の内容と異なる業務内容で契約を締結していた。
農林部	畜産安全課	平成29年度の「埼玉県秩父高原牧場地域交流施設整備工事監理業務委託」について、次の点で不適切であった。

		<p>埼玉県秩父高原牧場地域交流施設新築工事価格競争型プロポーザル方式（公募型）募集要項では、監理業務が事業範囲に含まれるか不明確であったところ、プロポーザルの選定結果として、監理業務委託を一者随意契約で締結していた。</p>
県土整備部	河川砂防課	<p>平成 29 年度の「土砂災害警戒情報システム整備業務委託」について、契約書に契約保証金の納付を規定していたにもかかわらず、納付させなかったことは、不適切であった。</p>
都市整備部	住宅課	<p>「共助による高齢化団地活性化モデル事業」に基づき、大学から徴収している平成 29 年度のルームシェア住戸の利用料金（行政財産使用料を含む特別県営住宅の家賃相当額）について、納入期限の翌日から起算して 40 日以内に督促状により督促すべきところ、40 日を経過しながら、督促状を発行していなかったことは、不適切であった。</p>
議会事務局	政策調査課	<p>平成 29 年度の「「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布委託契約」について、3 者で見積り合わせをしたところ、2 者の辞退者が出たため、改めて 2 者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、見積書を提出した 1 者と随意契約したことは、不適切であった。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成三十年十月五日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

1 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
農林部	熊谷家畜保健衛生所	平成30年6月29日 (第3015号)	平成28年度の臨時職員の賃金について、賃金は毎月一定の期日に支払わなければならないところ、勤務条件通知書に賃金等の支払予定日を翌月15日以内と記載し、不定期に賃金を支払っていたことは不適切であった。	賃金等の支払予定日を毎月一定の期日と定めた勤務条件通知書を臨時職員に交付し、平成30年1月分の支払いから適切な運用に改めた。 また、再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、雇用契約締結時及び毎月の賃金支払時に別グループの経理員も確認を行うこととし、チェック機能の強化を図った。
教育局	大宮商業高等学校	平成30年6月29日 (第3015号)	平成28年度の産業廃棄物処理処分業務委託契約について、廃棄物の種類を特定せずに契約書に「廃プラスチック類」と記載し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）には「混廃」と記載していたことは不適切であった。 1 産業廃棄物処理処分業務委託契約（25,920円） 2 産業廃棄物処理処分委託契約（8,640円）	再発防止のため、産業廃棄物処理の委託にあたっては、廃棄物の種類を職員と業者の双方で確認して特定するなど、法規等の順守の徹底を図った。 また、契約書及びマニフェスト等の書類を作成する際には、記載内容が執行伺と相違がないか複数の目で確認することとした。 さらに、財務課（主務課）では注意喚起に関する以下の取組を行った。 1 監査結果を教育局全所属に通知し、産業廃棄物処理の適正な事務処理について、周知徹底を図った。 2 平成30年8月に開催した「事務長等財務研修」において、事例を取り上げ重ねて注意喚起を行った。